

町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための店づくりに必要な備品購入等を行う町内の飲食店に対し、町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 助成金を受けることができる者は、町内において飲食店を営業する事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内において営業の実態があり、申請日時点において飲食店又は接待を伴う飲食店等を運営していること。

(2) 福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染症対策助成金又は福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金の交付を受けていること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(助成額、対象経費及び期間)

第3条 助成額及び対象となる支出額の範囲は別表1のとおりとする。ただし、支出額は、感染対策として別表2に掲げる対象物品の購入に要した経費とする。

2 助成金の交付は、1事業者1回限りとする。

3 助成対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、令和3年5月31日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染症対策助成金又は福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金の交付が決定された通知書の写し

(2) 対象期間内において、感染防止対策として購入した対象物品の購入明細が確認できる書類

(3) 振込口座確認書類（通帳の写し等）

(4) 営業実態が確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び交付)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金交付決

定通知書により、申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

- 2 町長は、助成金の不交付を決定した場合は、町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 町長は、前条第1項の規定により交付決定した者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条に規定する助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又は本要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、交付決定者に対し、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和3年7月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

対象となる支出額の範囲	1店舗当たりの助成額
県からの助成額を差し引いた額が 1万円以上2万円未満	1万円
県からの助成額を差し引いた額が 2万円以上3万円未満	2万円
県からの助成額を差し引いた額が 3万円以上4万円未満	3万円
県からの助成額を差し引いた額が 4万円以上5万円未満	4万円
県からの助成額を差し引いた額が 5万円以上	5万円
備考 複数店舗を有する事業者については、10万円を上限に助成（1店舗あたりの限度額は5万円）	

別表第2（第3条関係）

対象物品 (以下のうち、新型コロナウイルス感染症への効果が一般的に認められているものとする)	
1	マスク
2	フェイスシールド
3	消毒液（手指用、設備用）
4	非接触型体温計
5	使い捨て手袋
6	ペーパータオル
7	間仕切り（ビニールカーテン含む）
8	サーモグラフィカメラ
9	サーキュレーター
10	空気清浄機（ウイルス除去効果が認められるものに限る）
11	その他、業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策の徹底に必要なものとして知事が認める消耗品
備考 10については、型番が分かる書類及びウイルスを除去又は抑制する旨が記載されている製品取扱説明書やカタログのコピーなど、機能を有することが分かる書類を提出すること	

